公益社団法人日本生物工学会定款(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本生物工学会と称する。 英文名は The Society for Biotechnology, Japan と称する.

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府吹田市に置く、

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生物工学に関する学理及びその応用の研究についての発表及び連絡、知識の交換、情報の提供などを行う場となることにより、生物工学に関する研究の進歩普及、人材育成の推進、産学連携の促進、人的交流の促進、国際協力の促進を図り、もって我が国の学術および科学技術の振興、福祉の発展に寄与することを目的とする.

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の 事業を行う。
 - (1) 学会誌及び学術図書の発行
 - (2) 学術講演会及びシンポジウムなどの開催
 - (3) 関連学会との連絡及び協力
 - (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
 - (5) 生物工学に関連する人材育成の推進事業
 - (6) 生物工学に関連する国際協力の推進事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2 前項の各事業については、本邦及び海外において行う.

(規律)

第5条 この法人は、別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする.

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

- 第6条 この法人に、次の会員を置く.
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生
 - (3) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体

- (4) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または 団体
- (5) 海外会員 この法人の目的に賛同して入会した海 外在住の個人
- (6) 名誉会員 この法人の役員として運営に功績の あった正会員で,理事会において推薦され、社員総会の承認を得た個人
- (7) 功労会員 この法人の発展に功労のあった正会員 で、理事会において推薦され、社員総会 の承認を得た個人
- 2 この法人の社員は、概ね正会員15人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする. (端数の取扱いについては理事会で定める.)
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う、代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する. 正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる.
- 5 第3項の代議員選挙において,正会員は他の正会員と 等しく代議員を選挙する権利を有する.理事又は理事 会が代議員を選出することはできない.
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第266条第1項、第268条、第278条、第284)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる. 補欠の代議員の任期は, 任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする.
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も 併せて決定しなければならない。
- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の 補欠の代議員として選任するときは、その旨及び

2010年 第3号 137

当該特定の代議員の氏名

- (3) 同一の代議員(2 以上の代議員の補欠として選任 した場合にあっては、当該2以上の代議員)につ き2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当 該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有す る期間は、当該決議後2年以内に実施される代議員選 挙の終了の時までとする。
- 10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の 閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書 面等の閲覧等)
 - (5) 法人法第52条第5項の権利(電磁的方法による議 決権行使記録の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照 表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項,第250条第3項及び第256条 第3項の権利(合併契約等の閲覧等)
- 11 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた責任を賠償する責任を負い、法人法第112条の規程にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる 費用に充てるため、社員総会において別に定める額を 支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届けを 提出することにより、任意にいつでも退会することが できる。

(除名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当 該社員総会の日の一週間前までに当該会員に通知し、 かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない.
- 3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対し その旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに 該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 会費の納入が半年以上なされなかったとき.
 - (2) 総代議員が同意したとき.
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき.
- 2 社員である正会員は会員資格の喪失をもって代議員 資格を喪失する.

(会員資格喪失に伴う権利および義務)

- 第12条 会員が第11条の規定によりその資格を喪失した ときは、この法人に対する会員としての権利を失い、 義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れ ることができない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する.

(権限)

- 第14条 社員総会は、次の事項について決議する.
 - (1) 入会の基準及び会費の額
 - (2) 会員の除名
 - (3) 理事及び監事の選任及び解任
 - (4) 理事及び監事の報酬等の額
 - (5) 貸借対照表,正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他社員総会で決議するものとして法令または 定款に定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終 了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会とし て必要がある場合に開催する.

(招集)

- 第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき会長が招集する.
- 2 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代 議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項およ び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求するこ とができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当る、

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、代議員1名につき 1個とする。

(定足数及び議決)

- 第19条 社員総会は、総代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 2 社員総会の議決は、議決ごとに出席した代議員の議決権の過半数をもって行う.
- 3 前項の規定にかかわらず、次の議決は、社員総会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、 各候補者ごとに第2項の議決を行わなければならない、理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定め る定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者 の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの 者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

- 第20条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員 を代理人として社員総会の議決権を行使することがで きる.
- 2 前項においては、当該代議員は、代理権を証明する書面または電磁的記録をあらかじめ本会に提出しなければならない。
- 3 第1項の代理権の授与は、社員総会ごとに提出しなければならない。
- 4 第1項の規定による代理出席者は社員総会の定足数及 び議決数に算入する.

(議事録)

第21条 社員総会の議事録については、法令で定めると

ころにより、議事録を作成する.

2 議長及び出席した理事のうちから社員総会で選任された議事録記名人2名は、前項の議事録に記名押印する.

第5章 役員等

(設置)

第22条 この法人に、次の役員等を置く.

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名以内
- (3) 顧問 10名以内
- 2 理事のうち1名を会長、会長以外の理事のうち2名以内を副会長とする.
- 3 前項の会長及び副会長をもって,法人法に規定する代表理事とし,会長以外の理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事(理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう.以下同じ.)とする.

(選任等)

第23条 役員は社員総会の議決によって選任する.

- 2 会長及び副会長は、理事会の議決によって理事の中から選任する.
- 3 副会長を含む業務執行理事は、理事会において理事の中から選任する.
- 4 顧問はこの法人に特に功績のあった者で,理事会において推薦され,社員総会の承認を得る.
- 5 監事は、理事または使用人を兼ねることができない、
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数 は、総理事数の3分の1を超えてはならない. 監事に ついても同様とする.
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者,その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、 総理事数の3分の1を超えてはならない. 監事についても、同様とする.
- 8 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に 登記し、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(理事等の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で 定めるところにより、職務を執行する.
 - 2 会長及び副会長は、この法人を代表し、代表としての業務を執行する.
- 3 会長を除く理事は、業務執行理事として、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する.

2010年 第3号 139

- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない.
- 5 顧問は、会長の諮問に応じ会長に対して必要と認める 事項について助言し、また会長の求めに応じ理事会お よび社員総会に出席して意見を述べることができる.

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の 時までとする.
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする.
- 3 前2項の規定にかかわらず,任期の満了前に退任した 理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事 の任期は,前任者の任期の満了する時までとする.
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない.
- 5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する.

(役員の解任)

第27条 役員は、社員総会の議決によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする.

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる.

(競業及び利益相反取引の制限)

- 第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は, 理事会においてその取引について重要な事実を開示 し、その承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保障すること
 - (4) この法人とその理事との利益が相反する、他の者との間における取引

2 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第30条 この法人は役員の法人法第111条第1項の賠償 責任について、法令に定める要件に該当する場合には、 法人法第114条第1項の定めにより、理事会の決議に よって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額 を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(設置)

第31条 この法人に理事会を置く.

2 理事会は、すべての理事をもって構成する.

(職務及び権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う.
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選任及び解職
 - (4) 業務執行理事の選任及び業務の分担の決定
 - (5) 社員総会の日時及び場所ならびに目的である事項 の決定
 - (6) 細則及び規程の制定ならびに変更又は廃止

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当る、

(定足数及び議決)

- 第34条 理事会は、総理事の過半数が出席して開催し、 理事会の議決は特別の利害関係を有する理事等を除い た議決に加わることができる理事の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす.

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところ により、議事録を作成する.
- 2 法人法第95条第3項に基づいて当該理事会に出席した 会長及び監事は,前項の議事録に記名押印する. ただ し,会長の選定を行う理事会については,他の出席し た理事も記名押印する.

(運営の定め)

第36条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるものによる。

第7章 財産及び会計

(財産の管理及び運用)

第37条 この法人の財産の管理・運用,日常の業務は会計担当業務執行理事が行い,会長が統括する.

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、 翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 この法人の事業計画書,収支予算書及び資金調達については,毎事業年度の開始の日の前日までに,会長が作成し,理事会の承認を受けなければならない.これを変更する場合も,同様とする.
- 2 第1項の事業計画書,収支予算書及び資金調達については,毎事業年度の開始の日の前日までに内閣総理大臣に提出しなければならない.

(事業報告及び決算)

- 第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事 業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事による 監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に 提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を 報告し、第3号から第6号までの書類については承認を 受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の計算書類等については、毎事業年度の経過後3 筒月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は,第1項に係わる社員総会の終結後直ちに, 法令の定めるところにより,必要な計算書類等を公告 するものとする.

(備付け帳簿及び書類)

- 第41条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備 えておかなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 社員名簿
 - (3) 役員の名簿
 - (4) 認定,許可,認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関のうち理事会および社員総会の 議事に関する書類
 - (6) 役員の報酬規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書

- (8) 事業報告書及びその附属明細書
- (9) 貸借対照表及びその明細書
- (10) 正味財産増減計算書及びその附属明細書
- (11) 財産目録
- (12) 監査報告書
- (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに 関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (14) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、 定款は 永久、社員総会議事録は10年間保管しなければならない。
 - (1) 役員名簿
 - (2) 財産目録
 - (3) 役員の報酬規程

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事 業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財 産残 額を算定し、前条第1項第1413号の書類に記載 するものとする.

(長期借入金ならびに重要な財産の処分または譲受け)

- 第43条 この法人は、その事業年度の収入をもって償還できる短期借入金を除き、借り入れをしない。
- 2 この法人が重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときは、社員総会において、総代議員の半数以上でありかつ総代議員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計原則)

- 第44条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 前項の規定に係わらず、行政庁への提出書類は、法律に定める会計原則に従って作成しなければならない.

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第45条 この定款は、社員総会の議決によって変更する ことができる.
- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない.

(解散)

第46条 この法人は、法人法第148条に規定する事由によるほか、法人法第49条第2項6号に定めるところにより、社員総会の議決により解散することができる.

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により消滅する場合(その権 利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く、)には、社員総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする.

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第49条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない.

第9章 任意の常設合議機関

(委員会の設置等)

第50条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の議決により、委員会を設置することができる.

- 2 委員会の委員は、会員又は学識経験者のうちから、理事会が選任する.
- 3 委員会の任務,構成及び運営に関し必要な事項は,理 事会の議決により別に定める.
- 4 委員会は、理事会の権限である業務の執行の決定をすることはできない.

(支部の設置等)

第51条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の議決により、必要な地に支部を設置することができる。

- 2 支部に支部長及び支部役員を若干名置く.
- 3 支部長候補及び支部役員候補は、理事会で承認する.
- 4 支部の任務,構成及び運営に関し必要な事項は,理事 会の議決により別に定める.
- 5 支部は、理事会の権限である業務の執行の決定をすることはできない。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長および所要の職員を置く.
- 3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て発令 する.
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める.

第11章 情報公開及び個人情報の保護 ならびに公告の方法

(情報公開)

- 第53条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により 別に定める規程による.

(個人情報の保護)

- 第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に 万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は,理事会の議決 により別に定める.

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う、

第12章 補則

(細則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営 に必要な事項は、理事会の議決により細則に定める。 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する 法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の 日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は○○○○とする.
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。